いじめ防止等対策の取り組みについて

石川工業高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止等対策小委員会において、「いじめ」について理解を深め、教員会議において全教職員へ周知し、ホームページ（石川高専いじめ防止等基本計画）に掲載を行い意識啓発を行った	毎回の会議資料にいじめの定義を記載して意義を伝達し再確認をしている。	－
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	いじめ防止等対策（小）委員会を12回開催し、「いじめ」の未然防止や早期発見などについて対応方針を協議した。	会議にていじめ事案の情報共有ならびに対応について検討するとともに防止のあり方について協議している。	－
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめの未然防止及び初期対応をするため、研修を年2回実施している。	4月新任教員研修，3月FD	－
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	毎月開催の教員会議において周知した。	防止研修などの案内	－
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	毎月開催の教員会議において周知した。	防止研修の案内とクラス担任宛に普段からの見守り依頼を毎回の教員会議にて依頼	－
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任から気になる学生がいた場合は、学生主事や学生相談室長などに連絡し、いじめ防止等対策小委員会にて報告がある。	全員面談の実施依頼と教員会議での呼びかけ	－
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	教職員に重大事態の定義を共有するとともに、いじめ防止等対策委員会においてその役割を定めている。	石川工業高等専門学校いじめ防止等基本計画に明記されており公開している。グループウェアでも閲覧できるように閲覧場所を設置してある。	－
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	関係教職員で共有する他、防止につなげるため、いじめ防止等対策（小）委員会でも概要を共有している。	毎回の会議や関係教職員での情報共有は随時行っている。	－
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	本校いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラムについて、いじめ防止等対策小委員会で検証し、令和8年度の計画に反映した。	いじめ防止等対策委員会（小員会）にて確認しながら実施	－
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生アンケート及び担任による学生面談を実施した。気がかりな学生については情報 を共有している。	いじめ調査を含めて学生面談2回（4月、10月）及び高専生活アンケート2回（5月、10月）を実施した。	－
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	学外の有識者を含め、いじめ防止等対策委員会（大）を構成している他、スクールカウンセラー等とも連携し、情報共有を行っている。	保健室（相談室）を通して必要な情報は共有されている。	－
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	5回実施した。（4月1回、5月2回、7月1回、12月1回）	継続実施している。	－
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	学生の研修、学生アンケートにおいて、実施している。	対人関係研修においていじめの定義を伝えている。	－
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生が主体的に行動できるよう、対人関係構築について考える研修をいじめ防止を目的とした研修に組み込んでいる。	今年度のいじめ防止を目的とした対人関係研修は12月開催予定の3年次を除き全学年実施済み。	－
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校いじめ防止等基本計画やいじめ防止プログラムについて、ホームページに掲載し、啓発活動を行っている。	継続して実施している。	－
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合は、担任と連携し、被害者・加害者の保護者に対し、対応方針を伝える。	いじめの認知後，本人保護者と打ち合わせながら対応を進めている。	－
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者を交えていじめ対応や予防的教育プログラムに対して、随時、助言をもらえる体制を整えている。	外部委員2名を委嘱し，協力体制を構築している。	－
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有する。情報を共有するにあたり、石川県警察本部と連携協定を締結している。	必要に応じて，最寄りの警察署に相談を行う体制を構築してある。	－